時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第三千二十八號
明治廿四年五月廿三日　土曜日
舊暦辛卯四月十六日　(己、酉)
日出午前四時三十二分　日入午後六時四十三分
月出午後六時十八分　月入午前[illegible]一分
滿潮午前[illegible]二分　午後[illegible]十九分
(西暦一千八百九十一年)

時事新報の石版附錄
板垣伯の肖像

曩に讀者投票の結果に因り時事新報の石版附錄と爲す可き板垣伯の肖像は本月中旬寫し取りたる伯の寫眞を本とし之を美麗なる石版畫となし來る六月八日の時事新報に添へて讀者に配布す

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料金

二行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

松方内閣と條約改正

松方伯が總理の就任に付き其條件として條約の中止を要求したりとは世間に傳ふる風說なれども或は曰く伯の要求は必ずしも全く談判を中止せんとするものに非ず唯新内閣に於ては是迄の談判を其儘引續くに忍びざるの事情あるを以て此際更に完全の案を製し之を提出せんとの意向なれば云はゞ其手續を變ずるまでにして條約改正其事を中止せんとの次第には非ずと云ふ何れにしても條約改正の成行は新内閣の爲めに變態を生じたるものゝ如くにして所謂完全の案を提出する云々と云ふもの其成跡は實際中止と同樣のものには非ざる可きや我輩の竊に疑ふ所なり抑も今日の條約改正案は如何のものなるや我輩の知らざる所なれども談判當局の人々が之を提出して其事に取掛るには必ず内閣の一致を得たるものにして即ち今の松方總理の如きも時の内閣員の一人として之を贊成したるに相違なかる可し蓋し改正の事業果して國家の爲めに利あらば内閣一致して之を斷行し或は不利ならば之を中止するのみと雖も然れども其中止斷行は、一個人の出處進退に關係するものにして伯は前内閣の一員なりしなれば若しも改正を以て國家の不利と認めたらば當時に於て早く既に之を論ぜざる可らず然るに今日に至るまで默々に附したりとありては不利と知りながら之を傍觀したるが如くにして國家の爲めに不親切と云はざるを得ず左れば伯が就任に付て中止を要求したりとは實際にあるまじき事なれども扨又完全なる案を提出する云々の說に至りても我輩の解せざる所なり蓋し完全の案とは如何のものなるや知らざれども是迄の手續を變へて更に完全のものを提出すとあれば現に談判中の改正案を以て不完全と認め更に十分の改正を申出すの覺悟と見ざるを得ず勿論條約の改正は十分なる上にも十分を望むは一般の情にして當局者に於ても然るみとならんなれども我國の條約には自から從來の歷史ありて關係の古きものなるが故に其關係を離れて單に完全十分を望むは所謂出來ない相談にして實際の談に非ざる可し然るに新内閣は從來の手續を止めて更に完全の案を提出するの覺悟ありと云ふ其手段方法は兎も角も實際の成跡は或は中止同樣の觀を呈せざる可きやと竊に疑ふ所なり抑も條約改正の事たる其關係する所、大にして所謂完全の改正は容易に望む可きに非ざれば今日の處にては出來得べき丈の手段を盡し一日も早く其所得を我に收むるを以て國利と爲さゞる可らず例へば前年大隈伯の改正案は五年を期して治外法權を撤去し關稅の割合は平均五分を引上ぐる趣旨なりしなれば若しも其儘にして無事に行はれたりしならんには今日の關稅は一割の收入にして所得の少なからざる其上に今や其當時を去ること既に二年間なれば治外法權の撤去も今後三年にして其實を見しみとならん然るに當時の世論は右の改正案を國に利あらざるものとして漫に之に反對し又時の當局者も如何なる所存にや談判を中止したる次第なれども今日に至りても更に完全なる改正の行はる可き模樣なきが如し國利の上より見れば中止の爲めに損はあれども利する所はなしと云はざるを得ず我輩の遺憾に思ふ所なり顧ふに近時條約改正の談喧しくて所謂政府の案と稱するものに反對するもの少なからず或は稅權を一時に回復す可しと云ひ或は條約は對等を期し治外法權は直に撤去するも内地雜居土地所有權は與に許す可らずと云ひ銘々勝手の注文を爲すものゝ如しと雖も何れも無責任の說にして然も其精神の所在を尋ぬれば只難を當局者に責めて之を窘むるの意味もなきにあらざれば深く論ずるに足らざれども今度の新内閣が其政略として改正の談判を中止し否之を中止せざるも是迄の手續を變へ更に完全の案を提出すると云ふに至りては我輩の解するみと能はざる所にして若しも此說をして實あらしめば其名義は如何にしても實際中止と同樣にして新内閣は全く改正を斷念したるものと云はざるを得ず知らず内閣の眞意は果して此邊に在るや否や我輩の敢て聞かんとする所あり

雜報

○オスマン、パシヤ、土人の好遇

時事新報特派員　野田正太郎

土京君士但丁堡に於て

頃は千八百七十七年、此君士但丁堡を目當にして露の大軍ひしくと土境に進入し來る折りしもあれビレヴナの孤城に半月旗を飜へし、さしもの慓悍の聞え高き露軍が雲霞の如く押寄するを物ともせず鐵壁か奮擊を盡して幾度か之を碎きたる勇敢無雙の將軍は早くも歐洲諸國の諸新聞に喧傳し遂に世界をして其勇武を嘆賞せしむるに至りたるものは果して誰ぞ、嗚呼是れ土耳其の大將ガーヅー オスマン パシヤに非ずや試に顧眄を閉ぢて神を全地球に放てば此廣々たる球面には大富豪家あり大學者あり大政事家あり大企業家あり大探檢者あり眇々たる五尺の身を以て球上の裝飾と爲す可き大人物甚だ少なからず小膽小智蟻の如き小人をして愧死せしむるみと多きがガーヅー オスマン パシヤの如きは已に土耳其の勇將に非ずして即ち全世界の大勇士(Heros)を以て知らるゝものなり時事新報特派員今や緣ありて此土耳其に來る、先づ此大勇士を見て其相貌人物を讀者の前に書き出さゞる可からずと思ひ一日彼のユラット ベーと共にオスマン パシヤを土耳其皇帝の宮中に訪ふ蓋しパシヤは今や人臣の榮を極め陸軍大將として又土耳其皇帝の宮中を總轄し常に皇帝の傍に侍して離れざればなり

余は生來此の種の容貌に接したるみとあらざりしなり簡樸にキッイ顏をして居ながら謙讓に限りなく笑ひ居る人を見ざりしなり簡樸に殺伐の顏を緩へながら謙讓に和氣を含み居る人を見ざりしなり顴骨高く聳りて虎鬚逆さまに生へその形態の如き圓眼、白皙の顏上よりキラリくと人を射るさま如何にも一種の人相にしてその風采容貌は其ヒーローの名に恥ぢざるものと見受けたりユラット ベーの紹介にて初對面の挨拶も濟みて偖余はパシヤに向ひ貴下の勇名は遠東の我日本國にまで轟き彼のユルトダロールのオスマン パシヤ讃來の歌なども貴下と譯りて新聞紙上に嘲したるものもありし程にして十四年前の史を讀で貴下の雄風を想望する者頗る多し即ち余が新聞記者の務として貴下と相見て貴下の健康を本國に報せんが爲め罷出でたる次第なりと述ぶるやパシヤは此時一段の笑を眉邊に湛はして徐ろに云ひ出づる樣、微臣の貴國に知らるゝを承りて大喜至極に存候左なれ世に英雄豪傑など、申し何か特色の人間の如く持囃し又自ら一段高き人間の如く心得居るものあるは怪しからぬ次第にて何所までも並の人間の如く頑是なき小供でも無學なる僕婢でも之を容れて我友となす程のものが即ち英雄豪傑にも可有之や世間に自ら一種の人物と許して高く止まる者多きは甚々片腹痛く存ずる所なり御序もあらば拙者の心底を日本の新聞に御記し被下度しと謙遜なる英雄非常の論もあり夫れより四方山の話に移りて後、パシヤは余が何故か日本人を愛するの情に堪へず兩艦到着以來日々愉快に暮らし居る本懷なり是まで余親ら人に寫眞を贈りたるみとは絕て無き所なるが是は余が喜びの印にまでとて各國の帝王より贈られし二十三の勳章を胸間に寸地なきまでに懸けつらねたるパシヤが最近の大寫眞を贈りたり、蓋し余のオスマン パシヤを想像するや只に一個のヒーローとして左まで其眞骨髓に重きを置かず云はゞ好奇の出會なりしに相識するに及んで其容貌は現に角に其胸中の所藏と其勇名と相並びて敬慕すべきものあるを知り得たるみそ心地好けれ

土耳其人の厚遇は益々相募りて飽くみとを知らず殊に相互の交情を[illegible]するのみにして際限ある可からずとて盛んなる餞別の宴を比叡艦上に開き金剛も亦夫れく別れの催しあり一月二十六日頃出立の評議ありしに土耳其皇帝の勸により延引を餘儀無くせられて廿六日が二月一日に延び二月の一日が又延びて彌々二月の十一日に兩艦出帆と定め出したるも土耳其が外國人たる我兩艦員に對する非常の厚遇は已に記したるが如く